

第5次深谷市障害者プラン（第4次深谷市障害者計画・第5期深谷市障害福祉計画・

第1期深谷市障害児福祉計画）（案）に対する意見募集の結果と市の考え方

第5次深谷市障害者プラン（第4次深谷市障害者計画・第5期深谷市障害福祉計画・第1期深谷市障害児福祉計画）（案）に対するご意見の募集は、平成30年1月11日（木）から平成30年1月31日（水）まで実施し、1団体から5件のご意見をいただきました。寄せられたご意見の概要と市の考え方を次のとおり公表いたします。

No.	箇所	ご意見の概要	市の考え方
1	P.66 第3部 第1章②	保健所をはじめとした各機関の更なる支援機能の拡充と、当事者、家族によるピア活動が大事である。精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるように、医療と福祉の多職種チーム（アクト）による訪問型治療と支援が早期に実現することを切望する。	平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域生活への円滑な移行のための支援体制の整備に努めてまいります。
2	P.66 第3部 第1章④	ハローワークを通じて就労を申請する場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けなければならないが、精神障害者でも手帳の交付を受けている人は少ない。手帳所持者に限定せず自立支援医療受給者証の所持を要件とすることで範囲を拡大してほしい。	ハローワークへの就労申請自体には障害者手帳は不要ですが、法定雇用率の算定基準については、障害者手帳の所持が必須となっております。このことについては、国で定められており市において範囲の拡大をすることができるものではありませんので、ご理解をお願いします。

3	P.66 第 3 部 第 1 章④	精神障害者の多くは、収入を年金に頼る状態で非常に苦しい状況にある。障害者の生活保障の一環として就労を考えてほしい。	深谷市障害者就労支援センターを深谷市社会福祉協会の中に設置しておりますので、積極的にご活用いただきたいと存じます。今後も、障害者の就労支援を進めてまいります。
4	P.66 第 3 部 第 1 章④	職場定着について、精神障害者の勤続年数は身体・知的障害者に比べて短い傾向にあり、就労後の定着率も低い状況にある。また、障害を非開示とする傾向も他の障害より高い。こうした状況の中で、行政、就労移行支援事業所、ハローワーク、企業が密に連携し、関わる職員への研修を充実してほしい。	深谷市障害者就労支援センター等とも連携し、障害者の就労に関わるかたがたを対象とした、効果的な研修の実施に努めてまいります。
5	P.66 第 3 部 第 1 章④	期限を定めず利用できるジョブコーチ的な支援を必要に応じて派遣できるような体制を作ってほしい。	平成 30 年 4 月から新たな障害福祉サービスとして就労定着支援が実施されます。詳細は確定していませんが、障害福祉サービスを利用して一般就労した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業や自宅への訪問、連絡調整、指導・助言を行うものです。利用期間に最大 3 年間という制限があり、ご意見の内容に全て合致するものではありませんが、この制度を活用し、職場定着率の向上が図られるようにしていきたいと存じます。